

[事案 28-144] 転換契約無効請求

・平成 28 年 12 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

分割転換契約時、新たに転換後契約を契約することなどの説明がなかったことを理由に、分割転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下等の理由により、平成 21 年 10 月の分割転換契約を無効としてほしい。

- (1)分割転換契約により、新たに転換後契約を契約することになるという説明がなかった。
- (2)転換前契約に、充実した疾病医療特約などが付く契約と思っており、保険契約が 2 件になるという説明がなかった。
- (3)募集人から、保険料 1 年分を払わなくてよいと言われ、急かされて契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等を使用し、分割転換制度および契約が 2 件になることを説明している。
- (2)申立人から、契約時に、保険契約を 2 件にするつもりはないとの動機は表示されていない。
また、契約が 2 件になっても、各契約の具体的な保障内容は、当初申立人が認識していた内容と相違はない。
- (3)申立人は、分割転換契約であることを、設計書や申込書等の資料で認識可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうか等契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張するような募集人の説明不足や誤説明、契約を急かした事実があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。